

令和8年度ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託仕様書

1 業務名称

令和8年度ビジネスパートナー都市等交流事業業務委託

2 業務の目的

本業務は、本市とビジネスパートナー都市（以下「B P C」という。（注1））提携関係にあるアジア太平洋地域を中心とした14都市とのネットワークを維持・強化するとともに、提携都市間の相互協力といったB P Cネットワーク機能のメリット及び個別企業のニーズを踏まえた国際ビジネス活動サポート機能を最大限活用し、市内中小企業（注2）等の海外ビジネス展開を支援することで、大阪経済の活性化に寄与することを目的とする。

（注1）B P Cとは

自治体のリーダーシップのもと民間レベルでの国際経済交流を促進し、本市中小企業の国際化、活性化と提携都市との相互理解、友好促進を深め、もって国際協調の発展に寄与することを目的として提携したアジア太平洋をはじめとする地域の都市。1988年開始。

（提携都市：香港、シンガポール、バンコク、クアラルンプール、マニラ、ジャカルタ、ソウル、上海、ホーチミン・シティ、ムンバイ、メルボルン、天津、オークランド、ハングルク）

（注2）市内中小企業とは

大阪市中小企業振興基本条例第2条第1項に定める者を指す。

参考HP：<https://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000145376.html>

3 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所

本市指定場所（国内：大阪市内、海外：B P C（B P Cの同国内の都市を含む。））

5 業務内容

（1）B P C等における市内中小企業等の海外ビジネス促進事業

B P C（B P Cの同国内の都市を含む。）（以下「B P C等」という。）の地域において、地域の特性、マーケット及び経済情勢並びに市内中小企業のニーズを踏まえ、主に市内中小企業からなるミッション団（以下「企業ミッション団」という。）の派遣や現地での商談会（以下「海外商談会」という。）を開催すること。

また、B P C等において開催される海外見本市の中から市内中小企業の出展、ニーズ、効果が見込まれるものを選定し、出展企業を募集して出展支援を行うこと（以下「海外見本市出展支援」という。）。

本事業実施にあたっては、開催地の経済情勢や出展産業分野に豊富な知識を有する専門家を派遣し、市内中小企業の製品・技術をP Rするとともに、参加企業の継続的な商談、成約に向けた支援を行うこと。

(業務内容)

ア 「海外商談会」及び「海外見本市出展支援」の企画・立案など

(ア) 「海外商談会」及び「海外見本市出展支援」の企画・開催

各1回以上、合計3回以上開催すること。なお、各回で異なる国・地域で開催すること。

(例：商談会1回・見本市2回、商談会2回・見本市1回等)

(イ) 支援企業数

「海外商談会」、「海外見本市出展支援」合計で12社以上支援すること。

(ウ) 専門家派遣

商談を円滑に実施するため、商談時の通訳や、海外ビジネスに関する課題解決のためのアドバイスや情報提供等を行う専門家（以下「海外展開サポートー」という。詳細は別紙のとおり）を派遣すること。

(エ) 支援対象となる企業の選定方法

受注者において選定基準を設けて支援対象となる企業の選定を行うこと。なお、選定基準は発注者と協議のうえ決定すること。

(オ) 目標

アンケート調査等の結果において、「BPC等とのビジネスモチベーションの高揚が見られた」（目標値：80%）、「海外展開が企業経営に貢献した」（目標値：70%）と回答する企業の割合が各目標値以上、かつ、「海外商談会」及び「海外見本市出展支援」の合計で37件以上の販売成約を得られるよう取り組むこと。

イ 「海外商談会」の開催（企業ミッション団の派遣を含む。）

(ア) 開催地、支援対象となる企業

A 開催地は、BPC等から選定すること。ただし、1回はBPCラウンドテーブル会議開催（注3）に伴う企業ミッション団として募集し、開催地及び開催時期は同会議開催に合わせること。

B 各回で異なる産業分野を設定し、BPC提携先機関（以下「提携先」という。）と調整を行うなどにより現地に確保した場所を会場とすること。

C 市内中小企業のニーズに対応した商談会を企画し、現地で会場を確保し、支援対象となる企業を募集し、開催すること。

D 支援対象となる企業は主に市内中小企業とすること。ただし、同一年度における支援は1社あたり1回限りとする。

（注3）BPC提携都市の各代表者が年1回一堂に会する会議であるBPCラウンドテーブル会議は、毎年提携都市の中から交替で主催都市を決定して開催している。

○令和8年度BPCラウンドテーブル会議開催予定は次のとおり。ただし、開催場所及び日時については、今後決定するため、変更となる可能性がある。

開催都市：ホーチミン・シティ

開催場所：未定

日 時：令和8年10月下旬（予定）

※輸出製品の見本市「HCMC Export (<https://hochiminhexport.com/en/>)」に合わ

せての開催を検討中

事務局：ホーチミン市人民委員会

(イ) 開催条件

- A 1回につき3社以上の支援対象となる企業を選定し開催すること。
- B 商談会において、支援対象となる企業のニーズに対応した現地企業の参加及び効果的なビジネスマッチングを見込むこと。

(ウ) 企業への支援実施内容

- A 海外展開サポーター及び通訳等の派遣、支援を行うこと。
- B 会場使用料（備品レンタル料・設営費を含む。）等の商談会開催経費を負担すること。

(エ) 開催に係る対象経費

A 本業務委託料の対象経費

- (A) 海外展開サポーター派遣人件費（国内交通費を含む。）
- (B) 通訳派遣経費
- (C) スタッフ（受注者）及び海外展開サポーターの海外旅費・宿泊費
- (D) スタッフ（受注者）の国内交通費
- (E) 会場使用料等商談会開催経費

B 参加企業の負担経費

- (A) 参加者の旅費・宿泊費
- (B) その他資料作成など参加企業の都合により発生する経費

(オ) その他

事前に現地企業から希望する製品等についての仕様や条件を聞き取り、参加企業の製品の仕様と照合し、双方のニーズが合致するよう調整すること。

ウ 「海外見本市出展支援」の実施

(ア) 支援対象となる企業

- A 支援対象となる企業は主に市内中小ものづくり企業とすること。ただし、同一年度における支援は1社あたり1回限りとする。
- B 上記イの海外商談会と海外見本市出展は異なる事業として、それぞれに開催条件や出展条件を設けているため、成約・商談件数等、別会場で実施した商談会の結果は加算しないこと。
- C B P C等で開催される見本市・展示会を対象とすること。
- D 新規支援対象となる企業を掘り起こすため、市内中小企業の出展ニーズの高い見本市を選定し、広報媒体を効果的に活用して募集すること。
- E 事業実績を参考し、出展する見本市及び出展分野等について偏りがないようにすること。

(イ) 出展条件

市内中小企業のニーズに沿うものを選定し、参加企業を募集して複数の企業からなる大阪企業ブースとして一体的な出展とすること。

(ウ) 企業への支援実施内容

- A 海外展開サポーター及び通訳の派遣、支援を行うこと。

B 出展料及び基礎装飾費（注4）の一部を負担すること。

C 参加企業の製品・技術を一体的にPRするなど、出展効果を最大化するため参加企業や見本市開催事務局等関係機関と調整すること。

（注4）基礎装飾費は見本市ブースに出展するための必要最小限のスペースに係る装飾に要する経費で次のものをいう。

○見本市主催者があらかじめブース装飾・備品などをパッケージ化したスペースを提供する場合

・見本市主催者の提示するブース出展料（以下「標準ブース」という。）に含まれる経費

○見本市主催者が更地の展示スペースのみ提供する場合

・間仕切り壁、社名表示パネル、照明、電源に係る装飾工事経費

・テーブル、椅子、床カーペット等の備品に係る経費

（ただし、標準ブースの対象経費に準ずるものに限る。）

（エ）支援実施に係る対象経費

A 本業務委託料の対象経費

（A）海外展開サポーター派遣人件費（国内交通費を含む。）

（B）通訳派遣経費

（C）スタッフ（受注者）又は海外展開サポーターの海外旅費・宿泊費

（D）スタッフ（受注者）の国内交通費

（E）出展料及び基礎装飾費の一部（半額※）

（※出展料及び基礎装飾費の一部の合計から、半額にした経費）

B 参加企業（出展者）の負担経費

（A）出展者の旅費・宿泊費

（B）出展品の輸送費、保険料

（C）出展料及び基礎装飾費のうち委託料を財源とする経費で負担するものを除いた経費

（D）その他基礎装飾に追加して行う装飾費用など出展に際して参加企業の都合により発生する経費

エ 留意事項

（ア）本市との協議

支援実施について、内容、範囲、期間や回数などに関する基準を発注者と協議のうえ作成すること。

（イ）他支援機関等との連携

A 本事業実施にあたっては提携先と連絡・調整を行い、事業が円滑かつ効果的に行えるようにすること。

B 潜在的な企業ニーズの発掘や企業の海外展開の取組段階に応じた効率的な支援を行うため、発注者と協議のうえで、日本貿易振興機構や大阪府が実施する海外見本市出展支援施策や大阪産業創造館で実施される経営相談事業やビジネスマッチング事業などの他の支援機関等の施策・事業との積極的な連携に努めること。

(ウ) その他

- A 海外展開サポーターの支援内容については、記録・保存し、発注者の求めに応じて適宜提供すること。
- B 商談会開催及び海外見本市出展に際して海外在住の海外展開サポーターが対応する場合は、スタッフ（受注者）が同行し、製品・技術のPRや商談のサポートを行うとともに、現地参加企業（バイヤー等）との商談概要を記録することとし、発注者の求めに応じて適宜提供すること。
- C 各業務の終了後、参加企業に対するアンケートなどにより企業の基礎データの収集や補完を行うとともに、参加の前後で企業にビジネスモチベーションの向上がみられるかといった事業効果の測定を行うこと。なお、事業成果等の把握のため発注者から参加企業に対して直接アンケート調査等を実施する場合がある。
- D 事業効果を分析し、BPC等とのネットワークを活用して大阪経済の活性化や大阪と提携先双方の発展に資する新たな取り組みに向けた検討を行うこと。

(2) 大阪市におけるBPC等とのビジネス交流事業等の実施

BPC等から大阪市とビジネス交流の希望があった企業を大阪に迎えての商談会、また、BPC等との経済交流を促進するため時宜に応じた情報を市内中小企業等に提供するためのセミナーを開催し、ネットワークの強化・活性化、継続的な交流事業の充実を図ること。

また、BPC等と本市との間で市内中小企業等のビジネス交流を促進するため、各提携先からのビジネス交流に係る依頼、問い合わせ等に関して、発注者の指示のもと、対応を行うこと。

(業務内容)

ア 「セミナー」及び「商談会」の企画・立案

(ア) 支援対象となる企業

支援対象となる企業は主に市内中小企業とすること。

(イ) セミナーの企画・開催

1回以上、各回参加者50名以上とし、時宜にかなった内容で開催すること。ただし、脱炭素化又は循環型経済に関するセミナーを1回以上開催すること。

(ウ) 商談会の企画・開催

4回以上、各回参加企業を10社以上とし、時宜にかなった内容で開催すること。

イ 問い合わせ対応

各提携先からのビジネス交流に係る依頼、問い合わせ等について発注者と連携して適切な関係先機関に引き継ぐ等対応すること。

ウ フォローアップ

交流事業の成果や依頼、問い合わせ等に対する必要な継続対応及びその後のビジネス情報の収集を行うこと。

エ 目標

アンケート調査等の結果において、「BPC等とのビジネスモチベーションの高揚が見られた」（目標値：80%）、「海外展開が企業経営に貢献した」（目標値：70%）と回答する企業の割合が各目

標値以上を得られるよう取り組むこと。

オ その他

- (ア) 各業務の終了後、参加企業等に対するアンケートなどにより、参加の前後でビジネスモチベーションの向上がみられるかといった事業効果を測定すること。
- (イ) 事業効果を分析し、B P C等とのネットワークを活用して大阪経済の活性化や大阪と提携先双方の発展に資する新たな取り組みにむけた検討を行うこと。

(3) 広報活動

本業務に関する情報及び海外事業展開に役立つ情報をウェブサイト（ホームページ）・メールマガジン・パンフレット等の広報媒体により在阪の関連機関の協力も得ながら、市内中小企業等に周知を図り、海外展開希望企業及び支援事業利用企業の増加を図るよう提案すること。

また、複数のS N S媒体による情報発信を日本語及び英語で隨時行い、事業の認知度アップ及び利用者の獲得に努めること。

(業務内容)

ア 情報発信

- (ア) 本業務の情報発信のために、インターネット上にウェブサイトを設けること。構成については、業務ごとにページを作成し、詳細が決まり次第公開すること。なお、当該ウェブサイトには「ビジネスパートナー都市等交流事業」と明記し、本市の委託事業であることを示すこと。
- (イ) 支援の内容、範囲、期間や回数などに関する基準についてウェブサイトに掲載するなど広く公開すること。
- (ウ) その他、情報発信手法について提案すること。

イ 留意事項

- (ア) 業務完了後、ウェブサイトに使用したドメインを廃止する際は、廃止されるドメイン上で運用停止に関する案内を行い、当該ドメインの運用停止後も1年間は当該ドメインを保持し続ける等、第三者の組織が当該ドメインを早期に取得することを避けるよう対策を講じたうえで、廃止手続きを行うこと。なお、ドメイン保持にかかる経費は契約金額に含まれるものとする。
- (イ) 印刷物の作成時には必要部数や内容等を精査し、省資源化に努めること。

(4) その他付随する業務

ア 上記(1)～(3)に付随する業務

イ 本業務の推進にあたり、発注者の指示のもと各提携先との連絡調整及び在阪の関係支援機関等との情報共有、連絡調整を行うこと。

(5) 本業務実施について

- ア 受注者は、本業務の実施において各種関係法令・条例等を遵守すること。
- イ 発注者は、必要に応じて、提携先と受注者との連絡調整に協力する。
- ウ 提携先の担当者と緊密に連絡を取り合い、本業務を円滑に実施できる体制を整備するとともに、

業務の実施に必要かつ十分な人員の確保を行うこと。

エ 本件業務の拠点となる事務所は、大阪市内とし、受注者が確保すること。

オ 本業務は、海外情勢やトレンドに対応した実施を要するため、事業実施の際、企画提案を受けた想定地域・実施内容を協議のうえ変更する場合がある。

カ 本業務の実施においては、適正な運営と経費の節減に努めること。

キ 本業務を実施する際は、日本貿易振興機構及び大阪府その他の支援実施機関等との連携を密にし、必要な都度、情報交換を行うほか、支援実施機関等の施策・事業との積極的な連携に努めるとともに、発注者と協議のうえ商談会等の開催時期を本市実施事業やその他の事業イベントと連動するようを行うなど、事業の相乗効果の最大化を図り、より事業効果を高められるような工夫を行うこと。

ク 本市、日本貿易振興機構及び大阪府等の支援実施機関が実施するセミナーの共同開催や商談会、見本市の共同実施に努めること。

ケ 受注者が本業務とは別に類似業務（海外ビジネス支援サービスを提供する業務）を実施している場合、本業務を当該類似業務と同一のものとして、サービス提供してはならない。

コ 受注者は、本業務のために備品（品質、形状をえることなく1年を越える使用に耐える1件の購入予定価格が50,000円以上の物品及び雑誌や定期刊行物等を除く購入予定価格が5,000円以上の図書をいう。）の購入を行う場合は、あらかじめ書面によりその旨を発注者へ申し出て、その承認を受けなければならない。なお、承認を受けて購入した備品の所有権は発注者に帰属する。

6 業務報告書等

- (1) 受注者は、「5 業務内容」(1)～(3)に定める各業務を完了後、速やかに実施内容等の報告事項を明記し、公開可能な記録写真等のデータを含めた「個別業務報告書」を発注者に提出すること。また、当該業務報告時には、ウェブサイトのアクセス件数及び公開期間、連携先（リンク貼付先）などの利用実績等の詳細を記録し、印刷物を作成した際は発行部数、配布部数、配付機関及び配布場所等の実績について詳細を記録して報告すること。
- (2) 受注者は、全ての業務を完了後、参加人数、応募倍率、参加動機、満足度及び広報活動を実施した際の効果の検証も含め、本業務における取組や成果等をまとめた「業務報告書」を作成し、発注者へ提出すること。
- (3) 業務報告書については、事業効果の分析を踏まえたBPC等のネットワークを活用した大阪経済の活性化や大阪市と提携先双方の発展に資する新たな取組に向けた検討内容について、次年度以降の本市施策に反映できるよう報告すること。
- (4) 業務報告書の様式については、A4判紙媒体及び電子データを基本とし、報告事項を含め、詳細については事前に発注者と協議を行うこと。
- (5) 業務報告書の提出期限は、令和9年3月31日とする。なお、業務遂行中は、発注者の求めに応じて、本業務にかかる進捗状況等の情報を提供すること。

7 その他

- (1) 受注者は業務実施にあたり、収集する個人情報・法人情報について、発注者に情報提供することを当事者に事前に説明し同意を得ること。なお、取得した個人情報・法人情報は本市に帰属するものと

し、個人情報保護法及び本市個人情報に関する法律の施行等に関する条例に則り、適正に管理すること。

- (2) 本業務にかかる記録として撮影した写真等は本市ホームページ等に掲載することがあるため、あらかじめ関係者に了承を得ておくこと。
- (3) 受注者は業務実施にあたり、発注者から円滑な引き継ぎを受けるとともに、取得した情報については、上記(2)に該当する情報として、適正に使用・管理すること。
- (4) 受注者は発注者から契約期間終了等により次期受注者に業務を引き継ぐために必要なデータ等について提出の求めがあった場合は、遅滞なく発注者へ提出すること（情報の引き継ぎに関し、対象となる支援実施企業に了承を得ること）。なお、引き継ぎのための資料作成経費は契約金額に含まれるものとする。
- (5) 事業成果（成約件数など）については、次年度以降の受注者選定に際して資料として使用する場合がある。
- (6) 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。
- (7) 受注者は、従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。なお、当該研修については、主催者を問わないものとする。また、全ての業務完了後、業務報告書に含めて人権問題研修実施報告書を発注者に提出すること。人権問題研修実施報告書の様式は別紙のとおりとする。

海外展開サポーターについて

本事業を通じ、支援対象となる企業に対して海外販路開拓をはじめとする海外ビジネスを促進するため、受注者の指示のもと、支援対象となる企業の海外展開をサポートする海外ビジネスに関する地域別・産業分野別の専門家を派遣し、課題解決のためのアドバイスや情報提供を行うこと。

○ 海外展開サポーターの支援内容

- 1 海外商談会及び海外見本市出展による各支援対象となる企業のビジネス交流の相乗効果を最大化する観点からスタッフに協力し、支援対象となる企業全体に対して海外商談会及び海外見本市における製品・技術のPRや商談をサポートすること。
- 2 支援対象となる企業に対して海外ビジネス展開に向けた課題や改善策等を見出し、課題解決のためのアドバイスを行うこと。
- 3 支援対象となる企業に対して、必要に応じて海外ビジネス展開が今後自力で海外との取引を進められるよう、社内体制の整備や担当社員の基礎知識の習熟など海外取引にかかる事務・事業の内製化に向けたアドバイス等の支援を行うこと。
- 4 海外商談会及び海外見本市の出展に同行し、製品・技術のPRや商談のサポートを行うこと。
- 5 海外商談会及び海外見本市の出展の結果を踏まえ、必要に応じて支援対象となる企業に対して製品改善や今後の海外での販売計画についてのアドバイスや商談のサポートなど、フォローアップを行うこと。

上記1から3については、本事業のほか、日本貿易振興機構、大阪府等と本事業の連携事業である見本市出展支援事業による出展や海外商談会参加の準備を行う企業を対象に含めることとし、同様に上記5については、海外商談会及び海外見本市出展の6カ月後（又は年度末）までの間、支援が必要な企業を対象とする。

上記4に関しては、海外現地在住の海外展開サポーターに対応させることができる。

公正な業務執行に関する特記仕様書

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「コンプライアンス条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、本契約について、コンプライアンス条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（大阪市経済戦略局企画総務部総務課）へ書面で報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、コンプライアンス条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（大阪市経済戦略局企画総務部総務課）へ書面で報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又はコンプライアンス条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

再委託に関する特記仕様書

1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が 1,000 万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用する原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。

令和 年度 人権問題研修実施報告書

業務名称				
事業者名			担当者氏名	
所在地・連絡先	〒 一	TEL:	FAX:	電子メール:
従業員数 (正規職員、非正規職員)				

月 日	区分	研修テーマ	講師・研修方法	会場	時間数	対象(受講人数)
(例) 4月14日	⑤	〇〇について	講師名:〇〇 〇〇 研修方法:事業主のつどい	大阪市中央公会堂	3時間	管理職(2名)

* 区分: 次に該当する研修の番号を記入ください。

- ① 自社(貴団体)独自で行う研修
- ② 所管局が主催する研修
- ③ 市民局ダイバーシティ推進室が市民啓発として実施している事業(出前講座等)
- ④ 区が中心となって実施している事業(人権講演会、人権展等)
- ⑤ 大阪市人権啓発・相談センターが企業啓発として実施している事業(人権啓発基礎講座・経営層人権啓発講座等)
- ⑥ その他:上記に当てはまらないもの

* 受講職員(人数):自社(団体)の管理職、その他の団体常勤職員、非正規職員に分けて、受講人数を記載してください。

ビジネスパートナー都市(BPC)について

◆概念・目的

- ・成長を続けるアジア太平洋地域を中心とした経済ネットワークを構築するため、1988年にBPC提携を開始。
- ・自治体のリーダーシップのもと、民間レベルでの国際経済交流を促進。
- ・経済交流の国際的多面的ネットワークを構築し、本市中小企業の国際化・活性化に資するとともに、相互の繁栄を通じて両都市市民の相互理解・友好促進を深め、もって国際協調の発展に寄与する。

◆提携状況

	提携都市	提携機関	提携年月
①	香港	香港貿易発展局	1988年3月
②	シンガポール	エンタープライズ・シンガポール	1989年2月
③	バンコク	タイ商工会議所	1989年6月
④	クアラルンプール	クアラルンプール市 (マレーシア貿易開発公社)	1989年8月 (1994年10月)
⑤	マニラ	マニラ市 (フィリピン貿易産業省外国貿易サービス公社)	1989年10月 (2004年3月)
⑥	ジャカルタ	ジャカルタ商工会議所	1990年4月
⑦	ソウル	大韓(ソウル)商工会議所	1992年9月
⑧	上海	上海市(上海市商務委員会)	1995年7月
⑨	ホーチミン・シティ	ホーチミン市人民委員会 (ベトナム商工会議所ホーチミン支部)	1997年5月 (2007年7月)
⑩	ムンバイ	IMC商工会議所	1998年5月
⑪	メルボルン	メルボルン市 (オーストラリアン・インダストリーグループ)	1999年6月
⑫	天津	天津市(天津市商務局)	2004年6月
⑬	オークランド	オークランド商工会議所	2009年2月
⑭	ハンブルク	ハンブルク商工会議所	2019年9月

※関係機関のコンタクトパーソン及び連絡先については、契約締結後に本市から情報提供する。

□関連参考情報

大阪市ホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000040993.html>

◆大阪ビジネスパートナー都市交流協議会

BPC提携を通じて、経済交流の国際的多目的ネットワークを構築し、相互の繁栄および相互理解・友好交流を深め、もって大阪の中小企業の国際化・活性化を推進することを目的に 1988 年3月に設立。現在、大阪市を含む9つの在阪の企業支援機関を中心に構成されている。

参考HP:<https://www.ibpcosaka.or.jp/bpc/>

※BPCラウンドテーブル会議開催に係る業務は、本業務委託には含まれない。

◆BPCラウンドテーブル開催実績

回次	開催年月日	開催都市	テーマ
1	1990年9月11日	大阪	ビジネスパートナー都市相互間の連携と経済交流ネットワーク
2	1991年9月12日	大阪	ビジネスパートナー都市経済交流のさらなる活性化をめざして
3	1993年9月2日	大阪	今後のビジネスパートナー都市交流事業について
4	1994年9月29日	大阪	BPC ネットワークセンターの運営と今後の交流事業の進め方について
5	1995年8月30日	バンコク	BPC 各都市の直面する主要経済問題と解決への取り組みについて/ビジネスパートナー都市間の現在及び将来の経済交流について
6	1996年9月25日	大阪	ビジネスパートナー都市間のヒューマン・ネットワーク促進について-共に学び、共に繁栄する
7	1997年10月22日	香港	BPC 各都市間の情報交流について
8	1998年10月22日	ジャカルタ	経済危機の BPC 加盟都市に与える影響及び BPC ネットワークセンターを利用しての克服法
9	1999年9月2日	上海	ビジネスパートナー都市間での直接交流の促進-都市間の交流活性化方策を探る-
10	2000年9月14日	メルボルン	都市、その環境とビジネス
11	2001年9月13日	ムンバイ	アジア・太平洋地域におけるバイオテクノロジーによる繁栄の達成
12	2002年10月8日	ホーチミンシティ	中小企業の支援政策について
13	2003年10月28日	ソウル	各都市における競争力のある重点産業の育成について
14	2004年9月14日	上海	都市開発における環境保護産業
15	2005年10月11日	天津	外資誘致と現代都市発展
16	2006年9月8日	ムンバイ	都市開発戦略と災害危機管理～BPC 都市間における経験の共有～
17	2007年10月4日	メルボルン	グローバル経済におけるビジネスのための都市経済戦略
18	2008年9月4日	大阪	成果の見える BPC 都市間の経済交流事業について～できること、望むもの～
19	2009年12月3日	香港	最新の環境保護政策や取組みの共有、そこから BPC 都市間での事業提携の機会を探る
20	2010年12月16日	ムンバイ	BPC 都市間における具体的な環境ビジネス展開に向けた情報交流及び枠組みの構築について
21	2011年10月20日	大阪	環境・エネルギー問題への取組みと関連ビジネスの振興
22	2012年9月20日	バンコク	非常時における適切な災害管理戦略と危機発生後の経済復興/各機関における中小企業支援のための引合促進
23	2013年9月5日	メルボルン	ビジネス・オブ・デザイン - ニュービジネスと都市機能の推進 -
24	2014年10月24日	ジャカルタ	ASEAN 経済共同体新時代-BPC メンバーにとってのチャンスと課題
25	2015年10月15日	マニラ	中小企業の参入による持続可能な地域経済およびグローバル経済の構築
26	2016年9月7日	ホーチミンシティ	裾野産業の発展と中小企業の新たな事業機会

回次	開催年月日	開催都市	テーマ
27	2017年7月27日	上海	アジア太平洋地域における貿易の円滑化について
28	2018年8月30日	大阪	BPC 各都市におけるビジネスイノベーションの創出と国際競争力の強化について
29	2019年11月21日	クアラルンプール	インダストリー4WRDと共に前進を
30	2021年2月4日	オンライン	コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動への影響 アフターコロナの経済活動(企業への支援策等)
31	2022年1月19日	オンライン	持続可能な都市の構築に向けて～SDGs(持続可能な開発目標)と共に発展するビジネスパートナー都市～
32	2023年3月17日	マニラ	ポストコロナ時代における各都市のビジネス振興施策について
33	2023年10月26日	メルボルン	健康、ビジネス、イノベーションの融合による都市の繁栄
34	2024年12月5日	上海	ヘルスケアビジネスの促進に係る取り組み
35	2025年9月25日	大阪	持続可能な未来に向けた都市の役割と挑戦

直近の事業事例・実績紹介

◇ビジネスパートナー都市（BPC）について（再掲）

⇒「ビジネスパートナー都市（BPC）」

URL:<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000040993.html>

◇令和7年度実施事業（ビジネスパートナー都市等交流事業）

事業名	開催日	開催場所
中国・天津ビジネス商談会 2025	令和7年5月 15 日	ホテルニューオータニ大阪
マレーシア ヘルスケア・ウェルネスビジネス商談会	令和7年6月 25 日	OMMビル
タイ ビューティー＆ウェルネス製品商談会	令和7年7月8日～9日	マイドームおおさか
BPC(ビジネスパートナー都市)商談会	令和7年9月 25 日	ホテルニューオータニ大阪
海外ビジネス商談会ライフスタイル Week OSAKA	令和7年9月 24 日～26 日	インテックス大阪
フィリピンビジネスフォーラム 2025	令和7年 11 月 13 日	スイスホテル南海大阪

事業実績について(令和6年度)

(令和7年4月1日現在)

区分	年間回数	開催日時	出展見本市等	形式	参加等企業数	商談件数
海外見本市出展支援						
	2	令和6年10月22日～25日	フード＆ホテル・アジアHoReCa2024	リアル(シンガポール)	支援企業 4社	298件
		令和6年11月13日～15日	コスモプロフ・アジア香港2024	リアル(香港)	支援企業 3社	212件
海外での商談会開催						
	1	令和6年12月4日～6日	上海ヘルスケア・福祉ビジネスミッション2024	リアル(上海市)	参加企業 5社	53件
国内商談会開催						
	4	令和6年6月26日～27日	タイコスメ・美容製品商談会	リアル	参加企業 35社	162件
		令和6年9月13日	アセアン・ヘルスケア製品バイヤーオンライン商談会	オンライン	参加企業 24社	29件
		令和6年9月17日	マレーシアハラル食品商談会	リアル	参加企業 18社	114件
		令和6年9月30日	ベトナムものづくり製品商談会2024	リアル	参加企業 35社	101件
国内セミナー開催						
	1	令和6年8月9日	中国ヘルスケア・福祉ビジネスセミナー2024	リアル	参加者 60名	
計						969件